

## (4) 研究職給料表

職務の級	基準となる職務
1 級	補助的研究を行う者の職務
2 級	知識又は経験に基づき研究を行う者の職務
3 級	高度の知識又は経験に基づき研究を行う者の職務
4 級	1 試験研究機関の長の職務 2 規模の大きい試験研究機関の課長の職務
5 級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 規模の大きい試験研究機関の困難な業務を所掌する課の長の職務

## (5) 医療職給料表

## ア 医療職給料表(1)

職務の級	基準となる職務
1 級	医療業務を行う職務
2 級	病院の副医長の職務
3 級	1 病院の医長の職務 2 厚生センターの支所長の職務
4 級	1 病院の副院長、医療局長又は部長の職務 2 厚生センターの所長の職務
5 級	病院の院長の職務

## イ 医療職給料表(2)

職務の級	基準となる職務
1 級	保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士（以下「保健師等」という。）の職務
2 級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う保健師等の職務
3 級	1 病院の医療局の班長の職務 2 厚生センターの班長の職務
4 級	1 病院の医療局の困難な業務を分掌する班の長の職務

	2	厚生センターの困難な業務を分掌する班の長の職務
5 級	1	病院の副部長又は副科長の職務
	2	厚生センターの課長の職務
	3	病院の医療局の特に困難な業務を分掌する班の長の職務
	4	厚生センターの特に困難な業務を分掌する班の長の職務
6 級	1	病院の科長の職務
	2	厚生センターの次長の職務
7 級		病院の部長又は困難な業務を所掌する科の長の職務

ウ 医療職給料表(3)

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	看護師又は助産師の職務
3 級	1 看護師長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする看護師又は助産師の職務
4 級	困難な業務を処理する看護師長の職務
5 級	1 上席看護師長の職務 2 特に困難な業務を処理する看護師長の職務
6 級	副部長の職務
7 級	看護部長の職務

第 2 条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項第 1 号中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 75」を「100 分の 80」に、「100 分の 95）、12 月に支給する場合においては 100 分の 85（特定管理職員にあつては、100 分の 105）」を「100 分の 100」に改め、同項第 2 号中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 35」を「100 分の 37.5」に、「100 分の 45）、12 月に支給する場合においては 100 分の 40（特定管理職員にあつては、100 分の 50）」を「100 分の 47.5」に改める。

附則第 17 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 0.375」を「100 分の 0.4」に、「100 分の 0.475）」、「12 月に支給する場合においては 100 分の 0.425（特定管理職員にあつては、100 分の 0.525）」を「100 分の 0.5」に、「、6 月に支給する場合においては 100 分の 75」を「100 分の 80」に、「100 分

の95)、12月に支給する場合においては100分の85(特定管理職員にあつては、100分の105)を「100分の100」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第1条、第3条第3項、第11条第2項、第22条の3第2項及び第23条の2第2項の改正規定並びに別表第7を別表第8とし、別表第6を別表第7とし、別表第5の次に1表を加える改正規定並びに第2条の規定並びに附則第8条中附則第8条第1項第4号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(富山県一般職の職員等の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第8条の2第1項第1号及び第2号の改正規定、給与条例附則に2項を加える改正規定並びに給与条例別表第1から別表第5までの改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、附則第4条の規定による改正後の富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例(平成17年富山県条例第8号。以下「改正後の給与特例条例」という。)の規定、附則第5条の規定による改正後の富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年富山県条例第38号。以下「改正後の義務教育職員給与特別措置条例」という。)の規定、附則第6条の規定による改正後の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例(昭和48年富山県条例第1号。以下「改正後の特殊勤務手当条例」という。)の規定、附則第7条の規定による改正後の富山県職員等退職手当支給条例(昭和37年富山県条例第52号)の規定及び附則第8条の規定(富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年富山県条例第72号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第6条第1項の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の平成26年改正条例(以下「改正後の平成26年改正条例」という。)の規定は平成27年4月1日から、第1条の規定(給与条例第23条第2項第1号及び第2号並びに附則第17項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

**第2条** 第1条の規定(給与条例第8条の2第1項第1号及び第2号、第23条第2項第1号及び第2号並びに附則第17項の改正規定、給与条例附則に2項を加える

改正規定並びに給与条例別表第 1 から別表第 5 までの改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の給与条例、改正後の給与特例条例、改正後の義務教育職員給与特別措置条例、改正後の特殊勤務手当条例又は改正後の平成 26 年改正条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の給与条例、附則第 4 条の規定による改正前の富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例、附則第 5 条の規定による改正前の富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例、附則第 6 条の規定による改正前の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例又は附則第 8 条の規定による改正前の平成 26 年改正条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の給与条例、改正後の給与特例条例、改正後の義務教育職員給与特別措置条例、改正後の特殊勤務手当条例又は改正後の平成 26 年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

**第 3 条** 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正)

**第 4 条** 富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(給与条例附則第 23 項の規定による給料を支給される職員に関する特例)

- 3 給与条例附則第 23 項の規定による給料を支給される職員に対する第 1 条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「定める額」とあるのは、「定める額、給与条例附則第 23 項の規定による給料の額」とする。

(富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

**第 5 条** 富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(給与条例附則第 23 項の規定による給料を支給される職員に関する特例)

- 3 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、前項の規定にかかわらず、第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第 23 項の規定による給料の額と富山県一般職の職員等の

給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第72号）附則第5条の規定による給料の額との合計額」とする。

（富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正）

**第6条** 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第23項の規定による給料を支給される職員に関する特例）

6 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、附則第2項の規定にかかわらず、第6条第2項、第9条第2項、第18条第2項第2号、第21条第2項、第24条第2項及び第39条第2項第5号の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第23項の規定による給料の額と富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第72号）附則第5条の規定による給料の額との合計額」とする。

（富山県職員等退職手当支給条例の一部改正）

**第7条** 富山県職員等退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

49 富山県一般職の職員等の給与に関する条例附則第23項の規定による給料の額については、この条例の規定による給料月額には、当該額を含まないものとする。ただし、第7条の5第2項に規定する富山県一般職の職員等の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

（富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第8条** 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「附則第10条において」を「以下」に改め、同条の次に次の1条を加える。

**第6条の2** 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、前条第1項の規定にかかわらず、給与条例第22条第5項（給与条例第23条第4項において準用

する場合及び育児休業条例第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、給与条例第22条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第23項の規定による給料の額と富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年富山県条例第72号)附則第5条の規定による給料の額との合計額」とする。

- 2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、前条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)附則第23項の規定による給料の額と富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年富山県条例第72号)附則第5条の規定による給料の額との合計額」とする。

- (1) 任期付職員条例第7条第4項
- (2) 任期付研究員条例第5条第5項

附則第8条第1項第4号中「別表第6」を「別表第7」に改める。

(人 事 課)

## 富山県条例第18号

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成20年富山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「100,000分の44」を「100,000分の41」に改める。

附則第2項中「第14条の2」を「第14条」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(厚生企画課)

富山県条例第19号

富山県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県地域医療再生臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成28年 5 月31日」を「平成29年 5 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(医 務 課)

富山県条例第20号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。  
別表第 1 の 1 の項の次に次のように加える。

<p>1 の 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第 4 項に規定する同条第 1 項の規定（同法及び他の法令において準用する場合を含む。）に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付</p>	<p>書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付手数料</p>	<p>複写機又は電子化媒体のプリンターによる複写次に掲げる複写の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 複写 ((2)に掲げる複写を除く。) 用紙 1 枚 (用紙の大きさは日本工業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙によるものに限る。以下この項及び次項において同じ。) につき10円</p> <p>(2) カラー複写 用紙 1 枚につき80円</p>
<p>1 の 3 行政不服審査法第78条第 4 項に規定する同条第 1 項の規定に基づく書面若しくは資料の写し又</p>	<p>書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された</p>	<p>複写機又は電子化媒体のプリンターによる複写次に掲げる複写の区分に</p>

は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	事項を記載した書面の交付手数料	応じ、それぞれ次に定める額 (1) 複写 ((2)に掲げる複写を除く。) 用紙 1 枚につき10円 (2) カラー複写 用紙 1 枚につき80円
--------------------------	-----------------	--------------------------------------------------------------------------------

別表第 1 の 169 の項を次のように改める。

169 削除		
--------	--	--

別表第 1 の 210 の 2 の項中「17,000円」を「40,000円」に改め、同表の 211 の 2 の項中「17,000円」を「25,000円」に改め、同表の 212 の 3 の項中「17,000円」を「25,000円」に、「12,000円」を「27,000円」に、「10,000円」を「19,000円」に改め、同表の 212 の 4 の項中「12,000円」を「27,000円」に、「10,000円」を「19,000円」に改め、同表の 212 の 5 の項を次のように改める。

212 の 5 介護保険法施行令（平成10年政令第 412 号）第37条の15第 1 項の規定に基づく研修の実施	主任介護支援専門員研修手数料	44,000円
	主任介護支援専門員更新研修手数料	28,000円

別表第 1 の 235 の項中「第 3 条第 1 号」を「第 2 条第 1 号」に改め、同表の 236 の項中「第 3 条第 2 号」を「第 2 条第 2 号」に改め、同表の 275 の項の次に次のように加える。

275 の 2 農産物検査法施行令（平成 7 年政令第 357 号）第 5 条第 1 項第 2 号の規定に基づく農産物検査法（昭和26年法律第 144 号）第 17条第 1 項の規定による登録検査機関の登録の申請に対する審査	登録検査機関登録申請手数料	150,000円
275 の 3 農産物検査法施行令第 5 条第 1 項第 4 号の規定に基づく農産物検査法第18条第 3 項において	登録検査機関登録更新申請手数料	10,100円



準用する同法第17条第1項の規定による登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査		
275 の 4 農産物検査法施行令第5条第1項第6号の規定に基づく農産物検査法第19条第2項の規定による登録検査機関の変更登録の申請に対する審査	登録検査機関変更登録申請手数料	(1) 農産物検査法第17条第4項第4号の登録の区分の増加に係る変更登録 150,000 円 (2) 農産物検査法第17条第4項第3号の農産物の種類又は同項第5号の区域の増加に係る変更登録 30,000円

別表第1の366の項中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同表の367の項中「第31条の2第2項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第16号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同表の389の5の項及び389の6の項を次のように改める。

389 の 5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出をしない場合 にあっては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（389の9の項、389の11の項及び389の13の項において「登録住宅
------------------------------------------------------------------------	--------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

性能評価機関」という。)が、当該申請に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画が同法第 6 条第 1 項各号(第 3 号を除く。)に掲げる基準に適合することを証する書面(次項において「適合証」という。)を添付するもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 新築住宅(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの(建設工事の完了の日から起算して 1 年を経過したものを除く。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)の認定 210,000 円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額

(イ) 既存住宅(新築住宅以外の住宅をいう。以下この項

		<p>及び次項において 同じ。)に係る増 築又は改築の認定 320,000 円の範 囲内において、住 戸の数の区分に応 じ規則で定める額</p> <p>イ 住宅の品質確保の 促進等に関する法律 第 6 条第 1 項に規定 する設計住宅性能評 価書(次項、389 の 11 の項及び 389 の 12 の項において「設計 住宅性能評価書」と いう。)を添付する もの 1,400,000 円 の範囲内において、 住戸の数の区分に応 じ規則で定める額</p> <p>ウ ア又はイ以外のも の 次に掲げる区分 に応じ、それぞれ次 に定める額</p> <p>(ア) 新築住宅の認定 3,300,000 円の 範囲内において、 住戸の数の区分に 応じ規則で定める 額</p> <p>(イ) 既存住宅に係る 増築又は改築の認 定 5,000,000 円 の範囲内において、 住戸の数の区分に 応じ規則で定める</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p style="text-align: center;">額</p> <p>(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合にあっては、(1)に掲げる額に、460,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額</p>
<p>389 の 6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づく申出をしない場合にあっては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 適合証を添付するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(イ) 新築住宅又は既存住宅（新築時に認定を受けた住宅であって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づく計画の認定の取消しを受けていない住宅に限る。）（以下この項において「新築住宅等」という。）</p>

		の認定 210,000 円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額
		(イ) (ア)以外のものに 係る増築又は改築 の認定 320,000 円の範囲内において、住戸の数の区分に応じ規則で定める額
	イ	設計住宅性能評価 書を添付するもの 790,000 円の範囲内 において、住戸の数の 区分に応じ規則で 定める額
	ウ	ア又はイ以外のもの の次に掲げる区分 に応じ、それぞれ次 に定める額
	(ア)	新築住宅等の認定 1,800,000 円 の範囲内において、 住戸の数の区分に 応じ規則で定める 額
	(イ)	(ア)以外のものに 係る増築又は改築 の認定 2,700,000 円の範 囲内において、住 戸の数の区分に応 じ規則で定める額
	(2)	長期優良住宅の普及

		<p>の促進に関する法律第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合にあっては、(1)に掲げる額に、460,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額</p>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第 1 の 389 の 9 の項中「登録建築物調査機関」の次に「(389 の 11 の項及び 389 の 13 の項において「登録建築物調査機関」という。)」を加え、「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項に規定する」を削り、「共同住宅の住棟単位の認定 (ア)に掲げる額に、203,000 円」を「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅(以下この項から 389 の 13 の項までにおいて「共同住宅等」という。)の住棟単位の認定 (ア)に掲げる額に、203,000 円」に、「及び次項において「非住宅部分」を「から 389 の 13 の項までにおいて「非住宅部分」に、「共同住宅の住棟単位の認定 (ア)に掲げる額に、502,000 円」を「共同住宅等の住棟単位の認定 (ア)に掲げる額に、502,000 円」に改め、同表の 389 の 10 の項中「添付するもの」を「添付するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額」に、「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>389 の 11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 29 条第 1 項の規定に基づく認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 2 項の規定に基づく申出をしない場合にあっては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が、当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能の</p>
--------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

向上に関する法律第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書面（次項において「適合証」という。）又は設計住宅性能評価書の写しを添付するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住戸単位の認定  
5,000 円

(イ) 共同住宅等の住棟単位の認定  
82,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額

(ウ) 建築物の一部を住宅以外の用途に供する建築物の認定 (ア)又は(イ)に掲げる額に、  
205,000 円の範囲内において、非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額

(エ) 建築物の全部を住宅以外の用途に供する建築物又は

- (ウ)に掲げる建築物のうち非住宅部分の認定 205,000 円の範囲内において、非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額
- イ ア以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 住戸単位の認定 39,000 円の範囲内において、住戸の床面積の区分に応じ規則で定める額
- (イ) 共同住宅等の住棟単位の認定 285,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額
- (ウ) 建築物の一部を住宅以外の用途に供する建築物の認定 (ア)又は(イ)に掲げる額に、884,000 円の範囲内において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令第1国土交通省令第1号）第8条に定める基準（以下この



		<p>項及び次項において「誘導基準」という。)及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額</p> <p>(ニ) 建築物の全部を住宅以外の用途に供する建築物又は(ウ)に掲げる建築物のうち非住宅部分の認定 884,000 円の範囲内において、誘導基準及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出をする場合にあっては、(1)に掲げる額に、460,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額</p>
<p>389 の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出をしない場合にあっては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ</p>

		れ次に定める額
		ア 適合証又は設計住宅性能評価書の写しを添付するもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
		(ア) 住戸単位の認定 5,000 円
		(イ) 共同住宅等の住棟単位の認定 82,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額
		(ウ) 建築物の一部を住宅以外の用途に供する建築物の認定 (ア)又は(イ)に掲げる額に、 205,000 円の範囲内において、非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額
		(エ) 建築物の全部を住宅以外の用途に供する建築物又は(ウ)に掲げる建築物のうち非住宅部分の認定 205,000 円の範囲内において、非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額

- イ ア以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 住戸単位の認定  
22,000円の範囲内において、住戸の床面積の区分に応じ規則で定める額
- (イ) 共同住宅等の住棟単位の認定  
182,000 円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額
- (ウ) 建築物の一部を住宅以外の用途に供する建築物の認定 (ア)又は(イ)に掲げる額に、  
542,000 円の範囲内において、誘導基準及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額
- (エ) 建築物の全部を住宅以外の用途に供する建築物又は(ウ)に掲げる建築物のうち非住宅部分の認定 542,000 円の範囲内において、誘導基準及び非住宅部分の床面

		<p>積の区分に応じ規則で定める額</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出をする場合にあっては、(1)に掲げる額に、460,000円の範囲内において、床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額</p>
<p>389の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>(1) 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が、当該申請に係る建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項において「性能基準」という。）に適合することを証する書面又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に基づく認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2</p>

第 5 項若しくは第 18 条  
第 18 項に規定する検査  
済証の写し（以下この  
項において「検査済証  
の写し」という。）、  
都市の低炭素化の促進  
に関する法律第 54 条第  
1 項に基づく認定に係  
る都市の低炭素化の促  
進に関する法律施行規  
則（平成 24 年国土交通  
省令第 86 号）第 43 条第  
2 項の通知書の写し及  
び検査済証の写し若し  
くは住宅の品質確保の  
促進等に関する法律第  
6 条第 3 項に規定する  
建設住宅性能評価書の  
写しを添付するもの  
次に掲げる区分に応じ、  
それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅の  
認定 5,000 円

イ 共同住宅等の住棟  
単位の認定 82,000  
円の範囲内において、  
床面積の区分に応じ  
規則で定める額

ウ 建築物の一部を住  
宅以外の用途に供す  
る建築物の認定 イ  
に掲げる額に、  
205,000 円の範囲内  
において、非住宅部  
分の床面積の区分に  
応じ規則で定める額

		を加えた額
		エ 建築物の全部を住宅以外の用途に供する建築物の認定 205,000 円の範囲内において、非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額
	(2)	(1)以外のもの
		ア 一戸建ての住宅の認定 39,000円の範囲内において、性能基準及び床面積の区分に応じ規則で定める額
		イ 共同住宅等の住棟単位の認定 285,000 円の範囲内において、性能基準及び床面積の区分に応じ規則で定める額
		ウ 建築物の一部を住宅以外の用途に供する建築物の認定 イに掲げる額に、 884,000 円の範囲内において、性能基準及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額
		エ 建築物の全部を住宅以外の用途に供する建築物の認定 884,000 円の範囲内において、性能基準

		及び非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額
--	--	--------------------------

別表第 1 の備考の 4 中「この表の」の次に「1 の 2 の項、1 の 3 の項、」を加える。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 169 の項、366 の項及び 367 の項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現になされている申込み等に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この条例による改正後の別表第 1 の 1 の 2 の項及び 1 の 3 の項の規定は適用しない。

(財 政 課)

## 富山県条例第 21 号

### 富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和 29 年富山県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 51 条第 3 項各号列記以外の部分中「前 7 日」を削る。

第 88 条第 2 項各号列記以外の部分中「同項第 1 号」の次に「及び第 3 号」を加え、「前 7 日」及び「、同項第 3 号に該当するものにあつては納期限までに」を削る。

第 146 条の 2 第 2 項中「前 7 日」を削る。

附則第 5 条の 9 の次に次の 8 条を加える。

(三世代住宅等の取得に対する不動産取得税の減免)

第 5 条の 10 知事は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、令第 37

条の16、令第37条の17又は令第37条の18第1項に定める床面積の上限を超えないとしたならば法第73条の14第1項若しくは第3項又は法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けることとなる住宅であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（自己の居住の用に供するものに限る。）を取得した者に対して、当該住宅の取得に係る不動産取得税の税額から、法第73条の14第1項若しくは第3項の規定により控除するものとされる額に税率を乗じて得た額又は法第73条の27の2第1項の規定により減額するものとされる額に相当する額を減免することができる。

- (1) 当該住宅の取得者の世代を含めた3世代以上の直系の親族が居住し、かつ、最年少の世代に含まれる23歳未満の者が居住する住宅（以下「三世代住宅」という。）であつて、その床面積が350平方メートル以下のもの
- (2) 3人以上の子ども（23歳未満の者をいう。）が居住する住宅（以下「多子世帯住宅」という。）であつて、その床面積が350平方メートル以下のもの

2 共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅以外の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項及び次項において同じ。）をした者が、当該住宅の建築後1年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合にあつては、前後の住宅の建築をもつて1戸の住宅の建築とみなして前項の規定を適用する。

3 第1項の規定は、当該住宅の取得者から、次条に定めるところにより、当該住宅の取得につき同項の規定の適用があるべき旨の申請がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該住宅が、住宅の建築後1年以内に、その住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅である場合又はその住宅に増築された住宅である場合においては、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、同項の規定の適用があるべき旨の申請がなされていたときに限り適用するものとする。

（三世代住宅等の取得に対する不動産取得税の減免に係る申請）

**第5条の11** 前条第1項の規定によつて不動産取得税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該住宅を取得した者の氏名、個人番号及び住所



- (2) 当該住宅（当該住宅が住宅と一構となるべき住宅である場合には一構をなすこれらの住宅とし、当該住宅が増築又は改築により取得された住宅である場合には当該増築又は改築がされた後の住宅とする。）の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - (3) 当該住宅を取得した年月日及びその取得の原因
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 当該住宅が前条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる住宅に該当することを明らかにする書類
  - (2) 当該住宅が令第 37 条の 18 第 1 項に定める床面積の上限を超えないとしたならば法第 73 条の 14 第 3 項の規定の適用を受けることとなる住宅である場合においては、令第 37 条の 18 第 3 項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類
  - (3) 当該住宅が令第 37 条の 18 第 1 項に定める床面積の上限を超えないとしたならば法第 73 条の 27 の 2 第 1 項の規定の適用を受けることとなる住宅である場合においては、同項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得した日から 6 月以内に令第 37 条の 18 第 3 項第 2 号の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類
  - (4) その他知事が必要と認める書類

（三世代住宅等の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減免）

**第 5 条の 12** 知事は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、令第 37 条の 18 第 1 項又は令第 39 条の 2 の 4 に定める床面積の上限を超えないとしたならば法第 73 条の 24 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けることとなる土地であつて、三世代住宅又は多子世帯住宅の用に供するもの（自己の居住の用に供するものに限る。）を取得した者に対して、当該土地の取得に係る不動産取得税の税額から、同条第 1 項又は第 2 項の規定により減額するものとされる額に相当する額を減免することができる。

- 2 土地を取得した者が当該土地を取得した日から 1 年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合においては、前後の取得に係る土地の取得をもつて一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得した日とみなし

て、前項の規定を適用する。

3 第 1 項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき附則第 5 条の 14 の規定により徴収猶予がなされた場合、当該土地を取得した時において土地の利用につき法令による制限があり住宅を新築することができない場合その他当該土地を取得した時において住宅を新築することができないことにつき真にやむを得ない理由がある場合を除き、当該土地の取得者から、次条に定めるところにより、当該土地の取得につき第 1 項の規定の適用があるべき旨の申請がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から 1 年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、同項の規定の適用があるべき旨の申請がなされていたときに限り適用するものとする。

4 第 1 項において三世代住宅又は多子世帯住宅に附則第 5 条の 10 第 2 項の規定の適用がある場合においては、当該住宅の新築後又は取得後 1 年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築したときは、これらの前後の住宅の建築をもって 1 戸の住宅の新築又は取得とみなし、その新築又は取得が法第 73 条の 24 第 1 項各号に掲げる期間内にあつたものとみなして第 1 項の規定を適用する。

(三世代住宅等の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減免に係る申請)

**第 5 条の 13** 前条第 1 項の規定によつて不動産取得税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該土地を取得した者の氏名、個人番号及び住所
- (2) 当該土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 当該土地を取得した年月日及びその取得の原因
- (4) 当該土地に係る住宅の取得年月日及びその床面積
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、附則第 5 条の 11 第 2 項の規定により既に提出されている書類については、添付を省略することができる。

- (1) 当該住宅が附則第 5 条の 10 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる住宅に該当する

ことを明らかにする書類

(2) 当該住宅が令第37条の18第1項に定める床面積の上限を超えないとしたならば法第73条の14第3項の規定の適用を受けることとなる住宅である場合においては、令第37条の18第3項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

(3) その他知事が必要と認める書類

(三世代住宅等又は三世代住宅等の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

**第5条の14** 知事は、住宅又は土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅又は土地の取得者から当該不動産取得税について附則第5条の10第1項又は附則第5条の12第1項の規定の適用があるべき旨の申請があり、当該申請が真実であると認められるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を限って、当該住宅又は土地に係る不動産取得税額のうちこれらの規定により減免することができる額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

(1) 住宅を取得した日から6月以内に法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修（以下「耐震改修」という。）を行う場合 当該取得の日から6月以内

(2) 土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に住宅を新築する場合 当該取得の日から3年以内

(3) 土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある住宅を取得する場合 当該取得の日から1年以内

2 知事は、前項の規定によつて徴収猶予をしたときは、その旨、猶予をする金額、猶予をする期間その他必要な事項を当該徴収猶予を受けた者に通知しなければならない。

3 知事は、附則第5条の16の規定による申告書の提出があつた場合において、徴収猶予を認めないときは、その旨を当該申告書を提出した者に通知しなければならない。

4 知事は、第1項の規定によつて徴収猶予をしたときは、当該徴収猶予をした期間内は、当該猶予に係る徴収金について、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

5 知事は、第 1 項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(三世代住宅等又は三世代住宅等の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

**第 5 条の 15** 知事は、前条第 1 項の規定によつて徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について附則第 5 条の 10 第 1 項又は附則第 5 条の 12 第 1 項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。

2 知事は、前項の規定によつて徴収猶予を取り消したときは、その旨を当該徴収猶予の取消しを受けた者に通知しなければならない。

(三世代住宅等又は三世代住宅等の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に係る申告)

**第 5 条の 16** 附則第 5 条の 14 第 1 項の規定により徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項の規定の適用があるべきことを証明するに足る書類を添付して、第 80 条第 1 項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1) 申告者の住所、氏名及び個人番号

(2) 土地にあつては、土地の所在、地番、地目及び地積並びに取得年月日

(3) 住宅にあつては、住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに取得年月日

(4) 住宅の耐震改修又は新築をする場合には着工及び完成の予定年月日、住宅の取得をする場合には取得する予定年月日

(5) 前各号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

(三世代住宅等又は三世代住宅等の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付等)

**第 5 条の 17** 知事は、住宅又は土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について附則第 5 条の 10 第 1 項又は附則第 5 条の 12 第 1 項の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の

申請に基づいて、これらの規定によつて減免される額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

- 2 知事は、前項の規定によつて不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。
- 3 前 2 項の規定によつて不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第 1 項の規定による還付の申請があつた日から起算して 10 日を経過した日を法第 17 条の 4 第 1 項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。
- 4 第 1 項の規定によつて不動産取得税の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。
  - (1) 納税者の住所、氏名及び個人番号
  - (2) 当該不動産取得税の年度及び税額
  - (3) 土地にあつては、土地の所在、地番、地目及び地積
  - (4) 住宅にあつては、住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - (5) 住宅の耐震改修又は新築をした場合には着工及び完成の年月日、住宅の取得をした場合には取得年月日

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
(法人の県民税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の富山県税条例第 51 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(税 務 課)

**富山県条例第22号**

富山県民会館条例等の一部を改正する条例

(富山県民会館条例の一部改正)

**第 1 条** 富山県民会館条例（昭和39年富山県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「午前 9 時から午後 4 時まで」を「午前 9 時30分から午後 5 時まで」に改める。

別表第 1 の 2 の表中「3,200 円」を「3,450 円」に、「4,250 円」を「4,600 円」に改め、同表の備考の 1 及び 2 中「午前 9 時から午後 4 時まで」を「午前 9 時30分から午後 5 時まで」に改める。

(高志の国文学館条例の一部改正)

**第 2 条** 高志の国文学館条例（平成23年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 号中「12月28日から翌年の 1 月 4 日まで」を「12月29日から翌年の 1 月 3 日まで」に改める。

第 8 条第 1 項中「午後 5 時」を「午後 6 時」に改める。

第20条第 1 項中「10人」を「20人」に改める。

(富山県水墨美術館条例の一部改正)

**第 3 条** 富山県水墨美術館条例（平成10年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 号中「12月28日から翌年の 1 月 4 日まで」を「12月29日から翌年の 1 月 3 日まで」に改める。

第 8 条中「午後 5 時」を「午後 6 時」に改める。

第17条第 1 項中「10人」を「20人」に改める。

別表の 2 中「1,000 円」を「2,000 円」に改める。

(富山県立山博物館条例の一部改正)

**第 4 条** 富山県立山博物館条例（平成 3 年富山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 号中「12月28日から翌年の 1 月 4 日まで」を「12月29日から翌年の 1 月 3 日まで」に改める。

## 附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(文化振興課)

## 富山県条例第23号

富山県利賀芸術公園条例の一部を改正する条例

富山県利賀芸術公園条例（平成 6 年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

## (6) 研修交流館

別表の 2 中「利賀創造交流館」の次に「及び研修交流館」を加え、同表の 2 の表の備考以外の部分に次のように加える。

研 修 交 流 館	専用利用		1 夜につき	13,400円
	専用以外 の利用	一般	1 人 1 夜に つき	3,000円
		高等学校の生徒及び大学の学生並びにこれらに準ずる者		1,500円

## 附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(文化振興課)

## 富山県条例第24号

富山県消費生活センター条例の一部を改正する条例

富山県消費生活センター条例（昭和46年富山県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 6 条とする。

第 3 条各号列記以外の部分、第 2 号及び第 3 号中「行なう」を「行う」に改め、

同条第 4 号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第 8 条第 1 項各号に掲げる事務（前 3 号に掲げる業務を除く。）を行うこと。

第 3 条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（業務の実施により得られた情報の安全管理）

**第 5 条** 消費生活センターは、前条各号に掲げる業務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（公示）

**第 3 条** 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、規則で定める事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

**附 則**

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（県民生活課）

## 富山県条例第25号

富山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第13条の 4 第 1 項中「同項第 8 号」を「同項第 5 号」に改める。

第17条の 2 第 2 号中「同条第 1 項第 2 号」を「同条第 1 項第 1 号」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成28年 6 月23日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（児童青年家庭課）



**富山県条例第26号**

富山県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

富山県旅館業法施行条例（昭和33年富山県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（宿泊を拒むことができる事由）

**第11条** 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

**附 則**

この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

（生活衛生課）

**富山県条例第27号**

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第74号）の一部を次のように改正する。

目次中「第132条・第133条」を「第132条―第133条」に、「第142条・第143条」を「第142条―第143条」に改める。

第96条第1号中「以下同じ。）であって」を「」又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって」に、「以下同じ。）を」を「」又は指定地域密着型

通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を「」に改め、同条第2号中「以下同じ。」の食堂を「」又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂に改め、「第102条第2項第1号」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第97条各号列記以外の部分中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に、「第111条第1号において」を「以下」に改め、同条第1号中「登録者をいう」の次に「。以下同じ」を、「通いサービス、」の次に「第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第142条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、」の次に「第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第142条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第3号中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第4号中「及びこの条」を「並びにこの条」に改め、「通いサービス、」の次に「第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第142条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第111条第1号中「通いサービス、」の次に「第132条の2の規定により基準該

当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 142 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第 2 号中「通いサービスの利用定員」の次に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 132 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 142 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。）」を加える。

第 132 条第 1 号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

**第 132 条の 2** 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 142 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条

の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。) を 29 人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18 人) 以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービス、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 142 条の 2 の規定により基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。) を登録定員の 2 分の 1 から 15 人 (登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては 12 人) までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26 人又は 27 人	16 人
28 人	17 人
29 人	18 人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービ

スの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第142条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第142条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号及び第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

**第142条の2** 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条

の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。) を 29 人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18 人) 以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 132 条の 2 の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。) を登録定員の 2 分の 1 から 15 人 (登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては 12 人) までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26 人又は 27 人	16 人
28 人	17 人
29 人	18 人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービ

スの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(障害福祉課)

#### 富山県条例第28号

富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第1条** 富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第25項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

第24条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

**第 2 条** 次に掲げる条例の規定中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

- (1) 富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山県条例第 64 号）第 23 条第 1 項第 1 号
- (2) 富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年富山県条例第 68 号）第 12 条第 3 項
- (3) 富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山県条例第 69 号）第 12 条第 3 項
- (4) 富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年富山県条例第 4 号）第 3 条第 3 項  
（富山県看護学生修学資金貸与条例の一部改正）

**第 3 条** 富山県看護学生修学資金貸与条例（昭和 39 年富山県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 8 の項中「第 8 条第 27 項」を「第 8 条第 28 項」に改め、同表の 10 の項中「同条第 18 項」を「同条第 19 項」に、「同条第 20 項」を「同条第 21 項」に、「同条第 21 項」を「同条第 22 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（高齢福祉課）

### 富山県条例第 29 号

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山県条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項及び第 5 項中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

第 46 条第 12 項中「指定地域密着型サービス基準」という。）」の次に「第 20 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準」を加える。

#### 附 則



この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(高齢福祉課)

## 富山県条例第30号

富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針（第114条・第115条）

第2款 人員に関する基準（第116条・第117条）

第3款 設備に関する基準（第118条・第119条）

第4款 運営に関する基準（第120条—第131条）

を「第5節 削除」に改める。

第85条第5号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第100条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第102条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

**第5節 削除**

**第114条から第131条まで 削除**

第132条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「この条」の次に「及び第134条」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第134条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第182条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。）」を加える。

第185条第1項ただし書中「ある指定通所介護事業所」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業所」を、「当該指定通所介護事業所」の次に「又は当該指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第246条第3項中「指定福祉用具貸与」の次に「、指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(高齢福祉課)

**富山県条例第31号**

富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第 1 条** 富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年富山県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第 169 条第 1 項ただし書中「ある指定介護予防通所介護事業所」を「ある第 1 号通所事業所(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定(整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)の事業を行う者が法第 115 条の45第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を行う事業所であって、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所に併設しているものをいう。以下この項において同じ。)」に、「当該指定介護予防通所介護事業所」を「当該第 1 号通所事業所」に改める。

第 233 条第 2 項中「指定居宅サービス事業者をいう。)」の次に「、指定地域密着型サービス事業者(法第42条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)」を加え、同条第 3 項中「指定通所介護をいう。以下同じ。)」の次に「、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)」を加え、同条第 4 項第 2 号中「指定

通所介護」の次に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

（富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第 2 条及び第 4 条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第 2 条** 富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成 27 年富山県条例第 27 号）附則第 2 条及び第 4 条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中「事業所において」を「指定介護予防訪問介護事業所において」に、「当該介護予防訪問介護事業所」を「当該指定介護予防訪問介護事業所」に改める。

第 98 条第 1 項第 3 号中「以下同じ。）の指定」を「）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定」に、「以下同じ。）の事業」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第 8 項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第 7 項まで」を「第 6 項まで又は指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項から第 7 項まで」に改める。

第 100 条第 4 項中「の事業者」を「事業者」に改め、同条第 5 項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第 3 項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第

22条第1項から第3項まで」を加え、「前3項」を「第1項から第3項まで」に改める。

第107条第2項第5号中「次条において準用する第37条第2項」を「前条第2項」に改める。

第108条中「第35条」を「第36条」に改める。

第113条第7項中「第6項」を「第5項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中第169条第1項ただし書の改正規定、第2条中第6条第5項及び第100条第4項の改正規定、同条第5項の改正規定（「前3項」を「第1項から第3項まで」に改める部分に限る。）並びに第107条第2項第5号及び第108条の改正規定並びに次項の規定（附則第6条の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。

（富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年富山県条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表第98条第1項第3号の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。））」に、「以下同じ。）の」を「」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の」に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改め、同表第98条第8項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第7項まで」を「第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで」に改め、同

表第 100 条第 5 項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第 3 項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第 22 条第 1 項から第 3 項まで」を加える。

附則第 5 条第 2 項の表第 113 条第 7 項の項中「第 6 項」を「第 5 項」に改める。

附則第 6 条第 1 項中「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」を「整備法」に改め、同条第 2 項中「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条による改正前の法（以下「旧法」という。）」を「旧法」に改める。

（高齢福祉課）

### 富山県条例第 32 号

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例（平成 26 年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

表中「375」を「378」に、「145」を「146」に、「73」を「74」に、「111」を「113」に、「104」を「105」に、「213」を「218」に、「7」を「8」に、「77」を「78」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

（厚生企画課）

### 富山県条例第 33 号

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する

基準等を定める条例（平成24年富山県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第52条第2項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加え、「認定子ども園」を「認定こども園」に改める。

第61条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「をいう。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え、「以下同じ。）を提供する」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する」に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）」に、「指定通所介護事業所に」を「指定通所介護事業所等に」に改め、同条第1号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の次に「（指定居宅サービス基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第3号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第61条の2各号列記以外の部分中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に改め、同条第1号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス基準条例第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第142条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第

34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス基準条例第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第142条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第4号中「利用者数及び」を「利用者数並びに」に改め、「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス基準条例第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第142条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（障害福祉課）

### 富山県条例第34号

富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例

富山県薬事研究所条例（昭和60年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

試験機器（試験等の性質上1日単位で使用する機器に限る。）	1台につき 1日	1,000円以下	2 製剤機械及び試験機器の利用に係る消耗品費及び原材料費は、実費を徴収する。
開放試験室	1時間	200円以下	

を



試験機器（試験等の性質上 1 日単位で使用する機器に限る。）	1 台につき 1 日	1,000 円以下	2 製剤機械及び試験機器の利用に係る消耗品費及び原材料費は、実費を徴収する。
開放試験室	1 時間	200 円以下	
動物実験室	1 ケージにつき 1 日	400 円以下	

に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(くすり政策課)

富山県条例第35号

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項の表熊野川水道の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(企・水道課)

富山県条例第36号

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例

富山県港湾管理条例（昭和37年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第10の 3 の項中

	長さ 8 メートル以上の船舶	月額	1 隻につき	20,880 円
--	----------------	----	--------	----------

を

長さ 8 メートル以上の船舶	月額	1 隻につき	20,880円
10メートル栈橋	月額	1 隻につき	26,240円
12メートル栈橋	月額	1 隻につき	34,120円
15メートル栈橋	月額	1 隻につき	75,410円

に改め、同表の 8 の項中

長さ 8 メートル以上の船舶	日額	1 隻につき	2,510円
----------------	----	--------	--------

を

長さ 8 メートル以上の船舶	日額	1 隻につき	2,510円
10メートル栈橋	日額	1 隻につき	3,160円
12メートル栈橋	日額	1 隻につき	4,100円
15メートル栈橋	日額	1 隻につき	9,070円

に改め、同表備考中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 栈橋（10メートル栈橋、12メートル栈橋及び15メートル栈橋に限る。）を使用する場合（ビジターが当該栈橋を使用する場合を含む。）の金額は、停泊する船舶の長さにかかわらず、この表の種別に応じ、当該栈橋の金額の欄に掲げる額とする。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（港 湾 課）

### 富山県条例第37号

富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

富山県建築基準法施行条例（平成14年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項及び第22条第3項中「第129条の2第1項」を「第129条第1項」

に、「第129条の2の2第1項」を「第129条の2第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

(建築住宅課)

### 富山県条例第38号

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5,762人」を「5,691人」に、「30人」を「32人」に、「292人」を「286人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(教・教職員課)

### 富山県条例第39号

富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例

富山県立近代美術館条例（昭和55年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県美術館条例

第1条及び第2条中「富山県立近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(附帯施設)

**第3条の2** 美術館に次に掲げる附帯施設を置く。

- (1) 屋上庭園
- (2) 駐車場

第5条中「美術館」の次に「及び附帯施設」を加える。

第6条第1号中「美術館」の次に「及び附帯施設」を、「設備」の次に「(第14条第1項第2号において「施設設備」という。)」を加え、同条第3号中「美術館」の次に「及び附帯施設」を加える。

第7条の見出し中「休館日」の次に「及び休園日」を加え、同条第1号中「月曜日」を「水曜日」に改め、同条第3号中「12月28日から翌年の1月4日まで」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改め、同条に次の2項を加える。

2 屋上庭園の休園日は、12月1日から翌年の3月15日までの日とする。

3 第1項ただし書の規定は、屋上庭園の休園日について準用する。

第8条を次のように改める。

(開館時間等)

**第8条** 美術館の開館時間は午前9時30分から午後6時まで、屋上庭園の開園時間は午前8時から午後10時まで、駐車場の供用時間は午前8時から午後10時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、美術館の開館時間、屋上庭園の開園時間及び駐車場の供用時間を臨時に変更することができる。

第9条第1項中「常設展示室」を「展示室」に、「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項中「企画展示室」を「展示室」に、「1,000円」を「2,000円」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(駐車料金)

**第10条の2** 駐車場を使用する者は、別表第2に定める金額の駐車料金を納めなければならない。

第11条第1項中「特別観覧料」の次に「並びに駐車料金」を加える。

第14条の見出しを「(入館の拒否等)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「者」の次に「又は附帯施設を利用しようとする者」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、「入館」の次に「又は利用」を加え、同項第1号中「入館者」の次に「又は利用者」を加え、同項第2号中「美術資料」の次に「(次条第1項第3号において「施設等」という。)」を加え、同条第2項中「美術館」の次に「又は附帯施設」を、「入館」の次に「又は利用」を加える。

第15条第1項各号列記以外の部分中「者」の次に「又は附帯施設を利用している者」を加え、「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「入館者」の次に「又は利用者」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 施設等を汚損し、又は損傷しないこと。

第15条第1項に次の1号を加える。

(5) その他教育委員会が特に指示した事項

第15条第2項中「入館した者」の次に「又は附帯施設を利用している者」を、「又は美術館」の次に「若しくは附帯施設」を、「退館」の次に「又は退去」を加える。

第16条の前の見出し及び同条中「富山県立近代美術館運営委員会」を「富山県美術館運営委員会」に改める。

第17条第1項中「10人」を「20人」に改める。

別表中「160円」を「240円」に、「100円」を「150円」に、「200円」を「300円」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

**別表第2**（第10条の2関係）

種別	単位	金額
基本料金	入場した時から1時間までにつき1台	320円
加算料金	入場した時から1時間を超える時間30分までごとにつき1台	110円

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第7条第3号の改正規定、第8条の改正規定（美術館に係る部分に限る。）、第9条第2項の改正規定（「1,000円」を「2,000円」に改める部分に限る。）、第15条第1項に1号を加える改正規定及び第17条第1項の改正規定 平成28年4月1日

(3) 題名、第1条及び第2条の改正規定、第3条の次に1条を加える改正規定（駐車場に係る部分に限る。）、第5条、第6条第1号及び第3号並びに第7

条第 1 号の改正規定、第 8 条の改正規定（駐車場に係る部分に限る。）、第 9 条第 1 項の改正規定（「別表」を「別表第 1」に改める部分に限る。）、第 10 条の次に 1 条を加える改正規定、第 11 条第 1 項の改正規定、第 14 条（見出しを含む。）の改正規定、第 15 条の改正規定（同条第 1 項に 1 号を加える部分を除く。）、第 16 条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定並びに別表を別表第 1 とし、同表の次に 1 表を加える改正規定 公布の日から起算して 1 年 1 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日

(4) 第 3 条の次に 1 条を加える改正規定（屋上庭園に係る部分に限る。）、第 7 条の見出しの改正規定、同条に 2 項を加える改正規定及び第 8 条の改正規定（屋上庭園に係る部分に限る。） 公布の日から起算して 1 年 2 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日

(5) 第 9 条第 1 項の改正規定（「別表」を「別表第 1」に改める部分を除く。）、同条第 2 項の改正規定（「1,000 円」を「2,000 円」に改める部分を除く。）及び別表の改正規定（同表を別表第 1 とする部分を除く。） 公布の日から起算して 1 年 7 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日

（準備行為）

2 附則第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる規定による改正後の富山県美術館条例に基づく富山県美術館の管理を行う法人その他の団体の指定の手續その他の行為は、それぞれこれらの号に掲げる規定の施行日前においても行うことができる。

（教・生涯学習・文化財室）

## 富山県条例第 40 号

富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例

富山県警察の組織等に関する条例（昭和 29 年富山県条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表中「87 人」を「88 人」に、「1,087 人」を「1,092 人」に、「570 人」を「573 人」に、「1,922 人」を「1,931 人」に、「348 人」を「337 人」に、「2,270 人」を「2,268 人」に改める。

附則第 3 項中「1,087 人」を「1,092 人」に、「570 人」を「573 人」に、

「1,922 人」を「1,931 人」に、「348 人」を「337 人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(警・警務課)

---

---

---

平成28年 3 月 25 日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

電話富山 076—444—3153番

---